



日本行政書士会連合会

平成29年5月25日発行 第535号 毎月1回25日発行

月刊 日本行政

2017 JUNE

6

MONTHLY No. 535

EYES

さらなる未来へ共に希望を

VOICE

許認可業務部から

特集

社会福祉法人制度の改革について  
～社会福祉法の大改正～(その3)

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として  
助成を受け作成されたものです。



## 6月号

EYES	さらなる未来へ共に希望を…………… 1
VOICE	平成28年度第一業務部の活動について…………… 3 運輸交通部門 平成28年度事業報告…………… 4 建設・農地部門 平成28年度事業報告…………… 5 警察・環境部門 平成28年度事業報告…………… 6 社労税務経営部門 平成28年度事業報告…………… 7
SPECIAL REPORT	社会福祉法人制度の改革について…………… 8 ～社会福祉法の大改正～（その3）
TOPICS	理事会の開催報告……………11 中小企業支援フォーラムの開催報告……………14 知的資産経営の手法を活かした中小企業支援を……………17 実践する行政書士へのヒアリング実施報告
INFORMATION	「行政書士のための犯罪収益移転防止法 本人確認ハンドブック(平成29年3月改訂版)」の配付について…19 行政書士ADRセンター神奈川の紛争取扱分野に「愛護動物」・「敷金返還等」が追加されました…19 中央研修所研修サイトのVOD(ビデオ・オン・デマンド)研修の御案内……………20 内閣総理大臣主催「桜を見る会」に出席……………22
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Pick UP! 単体会……………23</li> <li>■ 「行政書士申請取次事務研修会」の御案内……………24</li> <li>■ 日行連の動き(4月)……………25</li> <li>■ 随想……………26</li> <li>■ 魅力発信基地……………31</li> <li>■ 時をよむ人 未来への羅針盤……………32</li> <li>■ 全行団ニュース……………33</li> <li>■ 会員の動き／広報部員のひとり言／……………40</li> </ul> <p>御協力のお願ひ ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～</p>

東日本大震災及び、熊本地震により、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

東日本大震災の被災に係る、各種行政手続、今後の暮らしや事業の悩みなど電話による無料相談を実施しております。

■ 日本行政書士会連合会被災者相談センター福島事務所

<対面相談・電話相談(予約制)>

電話番号: 0800-800-3200(フリーダイヤル、予約専用)

相談時間: 10:00～16:00(土日・祝祭日・年末年始休業)

所在地: 福島県郡山市方八町2-13-9 光建ビル5階

会員の皆様を始め、各都道府県行政書士会や  
国民の皆様に対してお伝えしたいことを  
順次掲載してまいります。

遠田和夫  
の  
眼



## さらなる未来へ 共に希望を

私が平成27年6月の定時総会において日行連の会長に就任してから、間もなく任期である2年目の6月を迎えようとしています。この2年間で振り返りますと、目まぐるしい日々の中、全力で事業執行に取り組んでまいりました。時には大きな困難や壁にぶつかり、自信を失いかけたり苦悩したりすることもありましたが、新たな出会いや多くの仲間を支えられ、とても一言では言い表せない喜びも経験しました。それを力の源にして、様々な施策を企画・立案・実行し、実績を積み重ねることができたと思います。

そして、本稿の執筆も日行連会長の現任期においては一区切りとなることから、今回は、その出発点となった2年前の日行連会長選挙時に掲げた5項目の公約の結果報告を、私が目指す想いとともにも申し上げたいと思います。

### ①総務省自治行政局行政課の行政書士係との連携強化

私自身、就任挨拶を皮切りに様々な形で足を運び、顔を合わせての対話を通して連携を深めました。また、各部・委員会等においても、担当案件によって報告や助言を求めるなど、風通しの良い環境整備に努めた結果、共通課題を認識し、互いに問題を提起して、足並みをそろえた対応を図るまでの関係構築ができました。

しかしながら、私が目指す場所までは、まだまだ遠く到達できていません。ここから次の段階へ向けた動きを考え、実行に移すことが大切と考えます。

先月、総務省側の人事交代があり、挨拶や引継ぎ案件の説明のために訪問しました。終始お互い笑顔で会話が弾む中、現在抱える懸案事項等について日行連としての考え方を伝えるなど、「行政書士制度の維持・発展」という同じ共通理念の下、建設的かつ生産的な意見交換ができたことは記憶に新しいです。

### ②特定行政書士制度の構築

日行連会長に就任直後、待ったなしで第1回目の特定行政書士法定研修の実施が迫っていました。学識者、弁護士、総務省など関係いただいた皆様のお力添えを頂きながら、これまで2期にわたる研修と考査を滞りなく実施し、約3,200名の特定行政書士を誕生させることができました。

一方で、特定行政書士制度の維持・拡充に向けて課題も山積しています。早急に研修の実施形態の検討を始め、将来的な制度設計の方向性を打ち出す必要があります。また、特定行政書士の業務に焦点を当てたものとして平成28年度に作成した「特定行政書士業務ガイドライン」も、実際の特定行政書士による不服申立事例を内容に加えるなど、更なる高みを目指さなければなりません。

### ③組織改革、④行政書士制度調査室の設置

まず、組織改革ですが、過去10年にわたって内部で検討が重ねられていましたが、実現には至っていませんでした。このことから、何とか一歩でも前進したいという想いもあり、業務部の名称と担当業務の見直しを実行しました。

行政書士制度あり方検討委員会からの答申を受け、常任理事会で議論を重ね、理事会での承認までこぎ着け、本年度から業務部は新たな名称と分掌でスタートを切ることができました。

ただし、この結果に甘んじてはいけないと思っています。現在の行政書士制度を取り巻く非常に厳しい状況を打破するためには、機動力・実行力のある組織作りを志向し続けることが必要であり、更なる検討、見直し、改革を断行すべきであると考えています。

次に、行政書士制度調査室ですが、必要な環境整備を図りすぐにでも設置することを思い描いていましたが、慎重な検討や準備を求める声も多くあったことから、一度立ち止まり、周りの声に耳を傾け戦略的思考の観点から再考した結果、その準備機関と位置付けた行政書士制度調査委員会を、約1年前に設置するという結果に至りました。

この委員会で、情報収集力の強化、情報資産の管理・蓄積等を含めたインテリジェンス活動の手法について調査・研究を重ねるとともに、他士業団体に設置・運営されている同様の専属的機関について取組状況を調査しました。そして、様々なデータの分析・検証作業を行い、調査室の設計に必要な予算、規模、人員等を踏まえたフレーム面と、それに向けたプロセスを中心に基幹構想（案）として取りまとめるまでに至りました。

一見すると、調査室設置に向けて一定の目途がついたように見えますが、まだまだ道半ばであると思っています。これから先は、この構想をしっかりと形として具現化する作業が求められ、現在の行政書士制度を取り巻く厳しい状況を踏まえると、更に加速して進めなければならないという危機感を強く抱いています。

もう一つの命題であった「条解行政書士法」は、今年の8月から執筆を開始しました。約9か月という短い期間であったにもかかわらず、担当者の並々ならぬ情熱と努力もあり、第一版として取りまとめることができました。製作期間が限られたこともあり、第一版では行政書士法の目的や業務規定等に限定した内容であることから、第二版以降で残りの部分も網羅して完結という形になればと期待しています。

### ⑤OSSへの対応

すでに本誌等でも報告していますとおり、平成29年4月1日から自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の全国展開や対象手続が拡大されるとともに、行政書士法施行規則が一部改正され同日付で施行されました。関係先と協議を重ね、私たち行政書士の業務への影響を最小限にとどめましたが、反面、今後は行政書士によるOSSの積極的な利用が求められます。その一方で、出張封印に係る国土交通省の通達により、新たに行政書士専用封印権である丁種封印制度が創設されたことを受け、各単位会における封印業務の受託に関する準則をお示しするなど、必要な環境整備を図りました。

以上が、私が2年前に皆様にお約束した公約の結果報告となります。

最後になりますが、各党の行政書士制度推進議員連盟の会長を始め、関係する国会議員の先生方とも、自然体で物事を話し合えるような良好な関係を作ることができました。このことも、決して私一人の力によるものではなく、各単位会、全国の会員の皆様の御支援・御協力、日政連の支えがあってこそ実現できているものと強く感じています。この場をお借りしまして深く感謝申し上げ、日行連への引き続きの御支援・御協力をお願いしたいと思います。



## 平成28年度第一業務部の活動について

許認可業務部部长 益本 納

会員の皆様には平素より格別な御理解と御協力を頂き、誌面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。現在、第一業務部長を拝命して2年弱となりました。浅学菲才の未熟者ではございますが、周りに助けられながら日行連の事業を執り行っています。

さて、当部の業務でございますが、「運輸交通」「建設・農地」「警察・環境」「社労税務経営」の四つの部門で構成され、所掌範囲はおよそ行政書士の基幹業務のほとんどを範疇に収めています。

それぞれの部門において、関係する業務の情報収集や対応に全力で取り組んでいます。具体的な活動状況につきましては、各部門の次長より別途報告させていただきます。

我々行政書士を取り巻く環境は時代に合わせて日々変化しています。直接関係する法律の改正はもちろん、何らかの形で我々が関わる事が予想される新しい制度や法律案、マスコミにおける報道やニュースにも常にアンテナを張っておかなければなりません。行政書士業務や制度に少なからず影響が及ぶと判断した場合は、それらにできるだけ迅速に対応し、必要に応じてその情報をいち早く会員の皆様に伝達しなければなりません。基本は各单位会へのメールや日行連ホームページにて周知を図っていますが、時間に余裕があるものについては、本誌記事として掲載しています。ただ、資格者団体として慎重に対応をすべき事案もあり、多少時間を頂くこともあるということをお理解いただければ幸いです。

また、業務に関係する省庁や各種団体等とも意見交換や連絡を密にしています。特に、省庁におきましては挨拶だけにとどまらず、意見交換や意見具申の場を少しでも多く設けていただくようお願いしています。最近では先方より意見を求められるケースも少しずつ増えてきており、良好な関係を構築しつつあるように感じます。

次に研修でございますが、現在各部門で企画した研修が中央研修所研修サイトのVODコンテンツとして複数アップされています。御覧いただければ幸いです。内容が多少古くなったものや、公開後法改正等で現状に合わなくなったものなどは早急に作り直すようにしていますので、今しばらくお待ちください。

今の時代は国民の利益を守ることは当然のことながら、国民の利便向上・負担軽減を考慮した施策でなければ受け入れてもらえません。これからも、常に国民に寄り添う気持ちを忘れず対応を図っていくつもりでございますので、何とぞよろしく御礼申し上げます。

「第一業務部」とは執筆時点での部署名であり、平成29年4月1日付で「許認可業務部」に改編されました。以下、各次長の原稿についても同様です。



## 運輸交通部門 平成28年度事業報告

許認可業務部次長  
(運輸交通部門) 丹野 豊子

運輸交通部門は、自動車登録・車庫証明・運送業関係許認可・特殊車両通行許可等を所管しています。

### <平成28年度事業活動>

平成28年12月、全国OSS担当者会議を開催しました。これは「道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正反対特別委員会」が企画し、本部門と共同で開催したものです。開催に当たり、各単位会へアンケート調査を実施し、結果について担当者会議で報告するとともに、各単位会へも報告をいたしました。また、会議を収録したVODコンテンツは平成29年3月14日から配信が開始され、本誌3月号にも開催報告を掲載し、全国会員への周知を図りました。

日行連OSSシステムについては、平成29年度から実施都道府県が拡大することから、全国会員へシステムの利用案内をしました。また「公益社団法人自動車情報利活用促進協会」と会合を持ち、同協会が開発しているシステムについての情報収集を行いました。日行連OSSシステムの申込状況等を勘案し、本部門の意見として、日行連OSSシステムの維持については、平成29年度までとする方針としました。

日行連自動車登録OSSセンター支所について、平成28年度も本誌及び各単位会を通して基準等を説明するとともに、看板設置希望者を募りました。また、同センターのネットワーク化等について、名簿の公表を含め検討しました。

車庫証明申請時の事実証明書面及び特殊車両の通行許可申請時の許可期間等について、部門内で検討し、関係機関との協議を計画しましたが、平成28年度は実行できませんでした。

また、VOD研修に係る対応として「貨物自動車運送事業基礎研修」を収録し、平成29年3月6日から配信が開始され、本誌にて会員への周知を図りました。

旅客自動車運送事業について、様々な変更があったことから、できる限り情報を収集し、日行連ホームページにて会員への周知を図りました。平成29年度から更新の導入等、安全確保に対する取組が求められていますので、引き続き情報収集に努め、迅速かつ正確な情報の発信が必要であると思っています。

平成28年度末になって、丁種封印（行政書士のための封印）制度創設が決定したため、急遽全国から精通者数名に専門家としての意見を求め、様々な準則案や取扱シミュレーションの作成等を行いました。業務拡大につながる大きな創設ですので、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

### <平成29年度に向けて>

OSSの順次全国拡大とそれに伴う車庫証明申請方法の変更、丁種封印制度創設による業務の拡大、旅客自動車運送事業の更新開始、道路事情、特に橋梁老朽化による特殊車両通行の厳格化、安全性とコンプライアンス意識の向上による貨物自動車運送事業のGマーク取得要望の増加、旅客自動車運送事業者のセーフティバス取得要望の増加等、本部門では平成29年度に取り組まなければならない事業が山積しています。全国から精鋭の専門員が集い、正確、迅速な情報収集を行い、いち早く会員へ伝えていくことが重要だと考えます。

VOICE

業務部から

行政書士業務の  
向上発展のために

## 建設・農地部門 平成28年度事業報告

許認可業務部次長  
(建設・農地部門) 月見里 和夫

建設・農地部門は、その名のとおり、行政書士として建設業関係、農地法関係業務に携わる全国会員諸氏が働きやすい環境作りを目指し、行政書士の社会的地位の向上と、経済的基盤の確立を図ることを目標に、常に強い意思をもって活動してきました。

建設産業を巡っては、人口減少に伴う担い手の確保・育成が喫緊の課題の一つとなっており、国土交通省は（一財）建設業振興基金と連携し、「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」等の様々な施策を講じられています。また、それと並行して、建設就労者（公共工事）の社会保険加入率を労働者単位で100%、企業単位では製造業と同程度（約90%）へ向上させることを目指し、社会保険未加入対策推進協議会が開催されてきました。日行連も当協議会に構成員として参加しており、各種情報収集に努めるとともに、協議会傘下のワーキンググループ（WG）にも参加し、建設行政に精通する法律専門家として意見を述べてきました。

平成27年10月に発生した「杭打ち工事データ改ざん事件」をきっかけに改めて露見することとなりました、日本の建設業界特有の重層下請構造から生じる「責任所在の曖昧さ」等の課題に取り組むべく、中央建設業審議会では建設産業全体を俯瞰した諸課題の整理とそれら課題への対応方針が示されました（平成28年6月22日、「中間とりまとめ」）。これらの経緯を踏まえて設立された「建設産業政策会議」では、「法制度・許可」、「地域建設業」、「企業評価」の三つのWGが設けられ、建設業法の改正を見据えた議論が現在行われています。建設業許可申請書類、保存・添付書類の簡素化・電子化に加え、許可要件の見直しについても検討されていることから、これらのWGを傍聴し、情報収集に努めてまいりました。

会議を傍聴する中で感じたことは、中小零細の建設業者の声が中央へ届いていないのではないか、という思いでした。日頃から中小零細の建設業者と密にコミュニケーションを取り、現場の実態に深く精通する国家資格者として、現場の声を中央に届けるべく、日行連としても中央建設業審議会に委員として参加し、建設行政に貢献していきたいとかねてより考えていました。そこで、行政書士として建設産業の更なる発展に貢献したいという想いを実現すべく、石井啓一国土交通大臣と面会し、委員登用に係る要望書を提出いたしました。

また、行政書士としての強み・特徴を遺憾なく発揮し、中央の現場で貢献していくためには、これから建設業又は農地関係業務に取り組もうとしている会員諸氏に、それら業務の魅力を知っていただき、各種業法及び制度に精通していただく必要がございます。そこで、改正された建設業法や農業委員会法等の解説記事を本誌に掲載するとともに、中央研修所研修サイトに「建設業関係業務へのいざない」と題したVODコンテンツを登載しました。

こうした活動を支えてくださっているのは、全国46,000名以上の会員諸氏でございます。皆様のますますの御活躍を祈念しています。



## 警察・環境部門 平成28年度事業報告

許認可業務部次長  
(警察・環境部門) 大村 潤

警察・環境部門においては、行政書士業務の中で、風俗営業許可、産業廃棄物処理業許可、旅館営業許可等の許認可関係を所管しています。

### <平成28年度事業活動>

平成28年度の事業として、5月には民泊サービスに関する新制度設計に係る意見書を、厚生労働省及び国土交通省観光庁へ提出しました。当時は検討中であった民泊サービス制度について、利用者及び国民の安心・安全の確保等の観点から、新制度においても衛生面・安全面等で従前と同程度の質を維持する制度の構築を求めました。

その上で、民泊利用者や近隣住民等の国民の利便に資することを目的とした行政書士法の趣旨にのっとり、許認可の専門家である行政書士の利活用を求めました。

11月には、平成28年度VOD研修として「旅館業許可申請と民泊の動向について」の収録を行い、平成29年2月に中央研修所研修サイトにて配信しました。今回のVOD研修は、本部門にて協議を重ねてきました民泊の動向について解説するとともに、その前提としての旅館業の許可申請業務についても解説した内容となっています。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に係るマニュアルの改訂については、自治体の条例改正を織り込んだ上、平成28年6月の当該法律施行後に完成させたことから、平成27年度から28年度に改訂が繰り越されていましたが、10月に日行連ホームページに掲載しました。

本誌12月号及び1月号には、「墓地、埋葬等に関する法律」についての記事を掲載しました。この記事は、平成28年度の総会で質問があった件に対応するため、実務上の留意点の紹介として掲載させていただきました。記事の内容としては、現代社会の墓地や埋葬についての実情が、この法律が制定された頃と比較して目まぐるしく変革していることについて説明しています。

本誌3月号には、動物愛護関係業務に係る業務関連記事を掲載しました。この記事も平成28年度の総会質問に対し、「動物愛護管理法」の改正の動向に関する本部門の実務研究の一環として行いました。

### <事業活動の周知>

平成28年4月に「旅館業法施行令の一部を改正する政令」が施行されたことに伴い、簡易宿所の営業許可申請には行政書士を御活用ください、という内容を日行連ホームページに掲載しました。

また、いわゆる民泊新法「住宅宿泊事業法案」が第193回通常国会に提出（本稿執筆時）されましたが、関係する情報を本誌誌面上でリアルタイムに提供することは難しいため、今後、関係省庁等からの発表情報は会員サイト連conにて情報共有していきます。

本部門での平成28年度の事業について、各单位会へ発信する文書を中心に、各单位会内部の担当部署に周知し、会員へ情報提供すべきものは配布を行いました。

以上、平成28年度の本部門での主な事業報告とさせていただきます。



## 社労税務経営部門 平成28年度事業報告

許認可業務部次長  
(社労税務経営部門) 岩瀬 喜臣

社労税務経営部門においては、社労関係（経過措置会員を主とする）や税務関連の情報収集や会員への周知等を行い、経営に関しては「行政書士が行う中小企業支援」の研究・啓発等を担当してきました。

### <平成28年度事業活動>

平成28年度の主な事業として「行政書士が行う中小企業支援」をテーマに知的資産を活用し、行政書士の強みをいかした行政書士独自の中小企業支援の確立を目指してきました。

知的資産経営の手法を活用することにより、経営者に寄り添ったお付き合いができ、お客様の知的資産を棚卸しして、事業価値を高めるお手伝いをさせていただくことで経営に必要な手続が浮かび上がり、種々の行政書士業務を受託することができます。

また、行政書士の業務は企業が必要とする手続の多くを直接手掛けることができます。許認可手続、外国人に関する手続、契約書作成等の権利義務に関する書類の作成等、幅広い業務を取り扱えることは中小企業支援に最適な資格であり、私たちの大きな強みであると言えます。

これらの強みをいかした行政書士独自の中小企業支援は、新しい業務スタイルと言っても良く、行政書士として業容の拡大を図ることができます。

本部門は、平成28年度を含み過去5回中小企業支援フォーラムを実施してきた中で、行政書士独自の中小企業支援の確立に取り組んでまいりました。平成28年度は重点を“実践”におき、多くの会員の皆様が中小企業支援の分野で活躍しやすくするための実践ノウハウを発信することに力を入れてきました。

中小企業支援に取り組まれている全国の会員の皆様から具体的な実践方法をお聞きし、その手法を整理させていただくことで“新たな気づき”を得ることができました。各単位会から15名の会員にお集まりいただき、3回に分けてヒアリングをさせていただきました。その中で、本部門が目指す中小企業支援のコンセプトに合った取組をされている皆様に、平成28年度の中小企業支援フォーラムに御登壇いただくとともに、中央研修所が所管するVOD研修に御出演いただき、それぞれの中小企業支援の実践例を披露していただきました。中小企業支援フォーラム終了後のアンケートでは、過去5年間で一番の高評価をいただくことができました。会員の皆様の御協力に感謝申し上げます。

また、平成28年度は中小企業庁との関係構築にも取り組んでまいりました。過去5回の中小企業支援フォーラムでは中小企業庁長官に御挨拶を頂き、また、行政インフォメーションとして職員の皆様に毎回貴重な情報を提供していただきました。各課の職員の皆様と意見交換等をさせていただく中で、中小企業支援の分野で活動している私たち行政書士の存在を認識していただけるようになってきましたが、まだまだPRが足りないと感じます。今後も、他土業にはない行政書士だからこそできる中小企業支援を行っていることを更に知っていただき、行政書士の利活用につながるアピールをしていく必要があると思います。

次期担当役員の皆様には、本部門が5年間蓄積してきた中小企業支援のノウハウを是非活用していただき、行政書士独自の中小企業支援を強力に打ち出してほしいと思います。多くの会員の皆様が中小企業支援の分野に携わることができる環境作りをしていただくようお願いしまして、平成28年度の本部門の事業報告とさせていただきます。

# 社会福祉法人制度の改革について

## ～ 社会福祉法の大改正 ～ (その3)

<法務業務部>

- |                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| 1. 経営組織の在り方の見直し (ガバナンスの強化) | 4. 地域における公益的な取組を実施する責務  |
| 2. 事業運営の透明性の向上             | 5. 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下 |
| 3. 財務規律の強化                 | 6. 行政の関与の在り方            |

※本号では上記4. ～ 6. を掲載します。

前号、前々号にわたり社会福祉法人制度改革の概要について御説明してまいりましたが、最終回である今号は、改革の柱である次の3点(「地域における公益的な取組を実施する責務」、「内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下」、「行政の関与の在り方」)について御説明します。そして我々行政書士が関わることができる「改正社会福祉法施行にあたり既存法人が行うこと」についても触れていきたいと思います。

#### 4. 地域における公益的な取組を実施する責務 (平成28年4月1日からの実施事項です。)

改正法では、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定しました。

ポイント

多くの、特に小規模法人にとっては、当該責務は大変な負担です。厚生労働省から「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(平成28年6月1日付け社援基発0601第1号)という通達が出され、社会福祉法人には当該責務を果たすことが言わば「義務化」されています。

なお、当該通知文(通達)には「小規模法人は、単独で実施することが困難な場合は、複数の法人で連携して実施することも考えられる」とあり、当たり前ですが、小規模法人にも当該責務を果たすことを求められているのです。

実は、この「地域における公益的な取組」への、社会福祉法人設立・運営の専門家としてのコミット(当該取組の企画立案・実施支援等)こそが、我々行政書士の新たな業務としての大いなる可能性を持っているのです。新規開業者の方も、これまでのように、定款等の作成、設立認可申請、会議等の事業運営への関与に係る業務にとどまらず、これからはこのような形での関わり方に積極的にチャレンジしていくべきであると考えます。

#### 5. 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

社会福祉法人の内部留保の肥大化・不透明化に対する批判に応える措置として、法人は、「純資産額」から「事業の継続に必要な財産額」(※事業に活用する土地建物等、建物の建替・修繕に要する資金、必要運転資金、基本金及び国庫補助等特別積立金)を引いた額を明確化し、その額(「社会福祉充実残額」という。)を保有する法人に対しては、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付けました。

#### 6. 行政の関与の在り方

行政の指導監督機能も強化されました。立入検査等に関する規定が一部新たに設けられたことや、勧告・公表の規定、所轄庁の知事への協力依頼や知事等の所轄庁に対する意見等行政の連携についての規定も新たに追加されました。

また、所轄庁に変更がありました。次のとおりです。

- 原則は、法人の主たる事務所の所在地の「都道府県知事」
- 主たる事務所のある市の区域内のみで事業を行っている法人 ⇒「市長」
- 主たる事務所が政令指定都市の区域内にある法人で、その行う事業が一の都道府県内において2以上の市町村の区域に及ぶもの及び地区社会福祉協議会 ⇒「政令指定都市の長」
- 行っている事業が2以上の都道府県の区域にわたるものであって全国的に事業を行うことを目的とするものその他省令で定めるもの ⇒「厚生労働大臣」

## 改正社会福祉法施行に当たり既存法人が行うこと

前頁のような法改正により、既存法人は平成28年度中及び平成29年度中に様々な作業が必要です。  
 まずは「定款変更」です。

行政書士業務！（変更定款案作成・変更認可申請等）

- ①所轄庁が変更された法人は、平成28年度当初に定款変更が必要です。
- ②全ての法人は、今般の改正法にのっとった「社会福祉法人定款例（旧「社会福祉法人定款準則」）にのっとり平成29年3月までに理事会の承認を得て定款を変更し、所轄庁の認可を受けていなければなりません。（※平成29年4月1日以降の定款変更は、評議員会の決議によらなければなりません。）

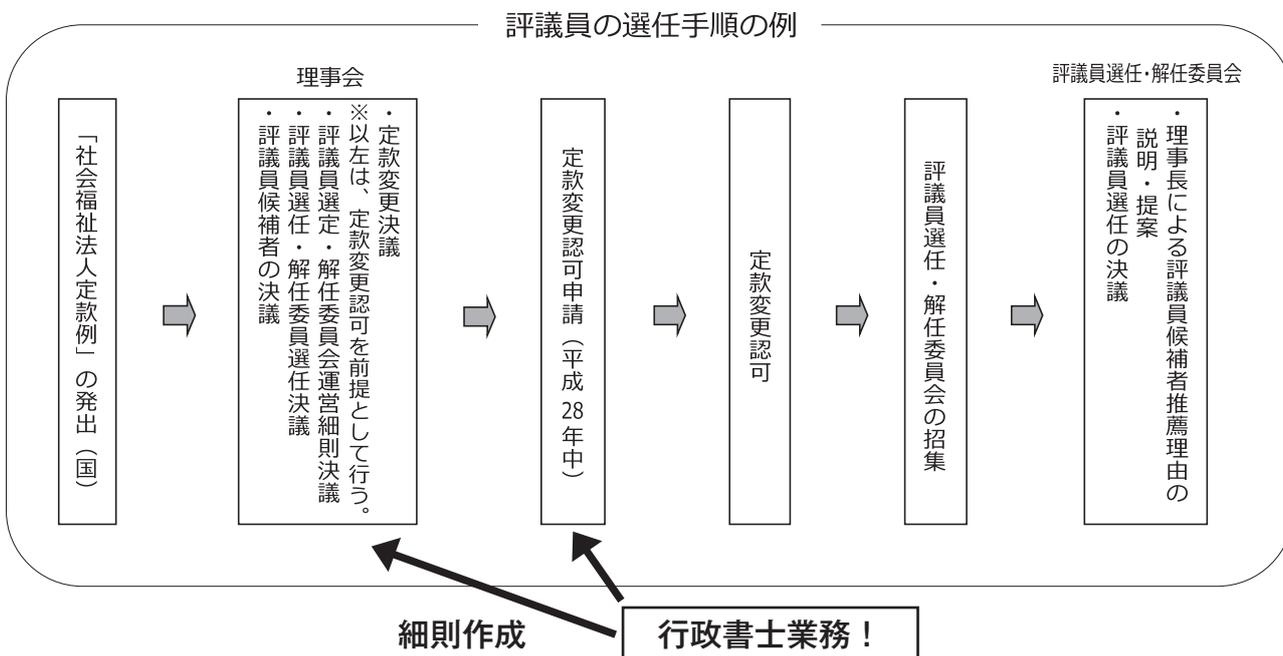
まずはここに我々行政書士の出番があるのです。近年、地方分権一括法等により、市区町村や広域事務組合に当該定款変更の認可権限が下りてきています。特に、今般の大改正について当該市区町村等の担当者の中にはあまり理解ができていない者も存在し、実は我々行政書士が専門家として認識される大チャンスでもあるのです。

なお、改正法における変更・追加事項、つまり「定款変更」をしなければならない事項は、以下のとおりです。

- 評議員会及び評議員に関する事項
- 理事・監事の定数その他役員に関する事項
- 理事会に関する事項
- 会計監査人を置く場合には、これに関する事項

次に、「評議員の選任」です。

評議員は、上記の「定款変更」後に、当該変更後定款に定めた方法により選任することとなります。以下、評議員の選任手順の例です。



これまでのまとめとして、平成28年度までにすでに完了しているべき事項と平成29年度に既存法人がやらなければならない事項をまとめました。

	制度関係	法人の組織関係
平成28年度	<p>〔一部開始〕平成28年4月1日～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★地域における公益的な取組の実施（地域公益活動の実施）</li> <li>★特別な利益供与の禁止</li> <li>★所轄庁による権限強化</li> <li>★定款等のインターネット公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★所轄庁変更に伴う定款変更（※該当法人のみ）</li> <li>○「社会福祉法人定款例」発出（平成28年11月）</li> <li>★定款変更認可申請</li> <li>○定款変更認可（所轄庁）</li> <li>★評議員候補者の選考</li> <li>★評議員選任・解任委員会の設置 ↓ 評議員の選出</li> <li>★新役員（理事・監事）候補者の選定</li> <li>★会計監査人候補者の選定（※該当法人のみ）</li> </ul> <p>現評議員の任期満了 平成29年3月31日</p>
平成29年度	<p>〔新制度全面開始〕平成29年4月1日～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★計算書類等（貸借対照表、収支計算書、事業報告書、附属明細書、監査報告（書）（※会計監査報告（書）含む）及び財産目録等（財産目録、役員等名簿、役員等の報酬の基準記載（記録）書類、現況報告書）の作成・届出 ⇒平成29年6月30日まで</li> <li>★社会福祉充実計画の申請 ⇒平成29年6月30日まで（※該当法人のみ）</li> </ul>	<p>新評議員の任期開始 平成29年4月1日～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★新理事会（改正法に基づく理事会） ※現役員による開催 ↓ 決算、社会福祉充実計画、新役員案</li> <li>★第1回定時評議員会（～平成29年6月） ※計算書類の作成時期が会計年度終了後2か月以内から3か月以内に改正のため。 ↓ 決算、社会福祉充実計画（該当法人のみ）、役員等報酬基準、新役員（理事・監事）、会計監査人（該当法人のみ）の選任 －現行役員の任期終了－</li> <li>★新理事会（新役員による開催） ↓ 理事長の選定 ほか</li> </ul> <p>所轄庁による社会福祉充実計画の承認（※申請後一定期間内に承認）</p>

## おわりに

今般の社会福祉法の改正は、社会福祉法人制度の創設以来ということから言えば、66年ぶりの大きなものです。この業務拡大のチャンスを我々としては逃すわけにはいきません。また、当該法改正から派生する新たな業務の可能性も見逃してはいけません。それは前述の、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の企画立案・実施支援等のことです。実は近時、国交省はいわゆる「住宅セーフティネット」の推進にあらゆる施策を用いて躍起となっています。当該制度は、高齢者や障害者、生活困窮者等の住まいの確保を目的としており、社会福祉法人にもその支援の担い手としての期待が寄せられています。ここに先ほどの「地域における公益的な取組」の企画立案・実施支援が関係してくるというわけです。今後、各位のこの分野への積極的な関与を期待します。

（了）

# 理事会の開催報告



日にち	平成29年4月19日(水)、20日(木)
場所	虎ノ門タワーズオフィス8階「ROOM7」
司会	山田 美之 総務部長
議長	遠田 和夫 会長
議事録署名人	伊藤 庄吉(三重会)・島袋 英光(沖縄会) 両理事
構成員	55名のうち、51名出席(開会時)
オブザーバー	須永 威・喜多 輝光・増田 由明 各監事、末廣 元孝 選挙管理委員会委員長

本理事会では、予定していた7議案に加え、「一般社団法人日本自動車整備振興会連合会との確認書の締結について」が第4号議案として追加され、以下8議案について審議した。

## 【 議 案 審 議 】

### 第1号議案

#### 「ホームページ及び会員サイト構築特定預金(仮称)」の新設について(案)

特定費用準備資金として「ホームページ及び会員サイト構築特定預金(仮称)」を新設し、以下の事項のとおり取り扱うことについて理事会の承認が求められ、異議なしで可決された。

「ホームページ及び会員サイト構築特定預金(仮称)」	
目的	ホームページ及び会員サイトについて、定期的かつ計画的にサイト構成の見直しや機能面、管理面、セキュリティ面等、常に安全で最適なサイト運営をしていくための資金として計上するものである。
積立の方法	平成29年度より毎年300万円、5年間を目安に計上する。 積立の限度額は、1,500万円とする。
目的取崩の要件	広報部においてホームページ及び会員サイトの構成、機能等について十分検討し、透明性のある業者選定手続を経て必要な費用を算出し、その必要額に応じて取り崩すものとする。 この取崩しは事業年度の開始前に予め予算に計上することで、理事会の承認を得ることとする。
目的外取崩の要件	前項にかかわらず、目的外取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会の承認を得なければならないものとし、直近の総会に報告するものとする。積立計画の中止、積立限度額および積立期間の変更についても同様とする。
運用方法	安全かつ効率的な運用を図るものとする。
その他	各年の積立額については、毎年300万円を目安とするが、翌会計年度の予算編成時において、同事業活動収入及び他の事業活動支出予算を考量のうえ設定することとする。

### 第2号議案

#### 事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則の一部改正(案)について

単体会会則に基づく都道府県知事への懲戒処分の措置要求については、従来、単体会から受けた報告全てを公表していたが、結果として処分が行われない場合もあり、処分情報全体に対する信頼性の低下を招くおそれがあった。より信頼性の高い運用を図ることを目的に、当該措置要求の公表に係る条項を削除し、確定した処分情報のみを公表することとした改正案が提案され、異議なしで可決された。平成29年4月19日から施行。

なお、平成28年11月15日の理事会で協議事項として本改正案の趣旨、懸念を共有したことに鑑み、改正後の規則は当該日に遡及適用し、当該日より本規則施行の日までに本会に報告のあった、都道府県知事に対する懲戒処分の措置要求に係る情報については公表対象に含めないこと、既に本会ホームページ上に公表されている当該措置要求に係る情報については、本規則施行の日をもって削除することとした附帯決議についても併せて承認された。

事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則の一部改正（案）

<新旧対照条文>

改正案	現 行
<p>事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第74条の3及び第75条の規定に基づき、本会の情報の公表等について必要な事項を定める。</p> <p>(公表する事項) 第2条 (略) 一～六 (略) 七 削除 八 (略)</p> <p>第8条 削除</p> <p>(単位会長の報告義務) 第9条 単位会長は、本会会則第75条第1項第六号の規定に基づき、単位会会則の規定に基づいて行った会員の処分及び都道府県知事に対する懲戒処分の措置要求の内容を、様式第1号又は様式第2号により、本会に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告のうち、会員の処分については、第7条第1項各号の公表事項に關してするものとし、都道府県知事に対する懲戒処分の措置要求については、同条第1項各号の公表事項に準じてするものとする。</p> <p>(単位会への委任) 第11条 本会は、第2条第六号の公表を、単位会に委任できるものとする。</p>	<p>事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第74条の3の規定に基づき、本会の情報の公表について必要な事項を定める。</p> <p>(公表する事項) 第2条 (略) 一～六 (略) 七 単位会会則に基づく単位会長による都道府県知事への懲戒処分の措置要求 八 (略)</p> <p>(単位会長による都道府県知事への懲戒処分の措置要求の公表) 第8条 第2条第七号の公表事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、被処分者である行政書士又は行政書士法人以外の人物等を特定することが可能な情報は、公表しないものとする。 一 氏名又は行政書士法人の名称、所属する単位会、事務所名称及び事務所所在地 二 登録番号又は法人番号 三 措置要求の年月日 四 措置要求の内容 五 措置要求の理由 六 措置要求の根拠となった法令及び会則の条文 2 公表の期間は、措置要求を行った日から1年とする。ただし、単位会長による処分に併せて行われた措置要求の場合は、当該処分の内容に応じ、前条第2項各号に規定する期間と同じとする。</p> <p>(単位会長の報告義務) 第9条 単位会長は、本会会則第75条第六号の規定に基づき、単位会会則の規定に基づいて行った会員の処分及び都道府県知事に対する懲戒処分の措置要求の内容を、様式第1号又は様式第2号により、本会に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告は、第7条第1項各号及び前条第1項各号の公表事項に關してするものとする。</p> <p>(単位会への委任) 第11条 本会は、第2条第六号及び第七号の公表を、単位会に委任できるものとする。</p>

第3号議案

日本行政書士会連合会個人情報保護規則及び日本行政書士会連合会特定個人情報保護規則の一部改正（案）について

平成27年9月に改正、公布された個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が平成29年5月30日に全面施行予定であることに合わせ、日本行政書士会連合会会則第74条の4及び当該法律に基づき定められている本規則も内容の整合を図る必要があることから、文言の整合と併せて改正を行うことについて理事会の承認が求められ、異議なしで可決された。平成29年5月30日から施行。

※誌面の都合上、新旧対照条文は省略します。改正後の規則は会員サイト連conを御参照ください。

第4号議案

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会との確認書の締結について

新たに（一社）日本自動車整備振興会連合会が行政書士法施行規則第20条に定められたことを受け、同法人がOSSを利用した指定整備に係る継続検査の手続を行うに当たり、法人の支部及び傘下会員に対し行政書士法の遵守のために必要な指導を実施するなどの内容について確認書を締結することについて理事会の承認が求められた。採決の結果、賛成多数（47/51名）で可決された。

## 第5号議案

## OSS及び丁種封印制度の推進に係る決議

OSSの全国的普及及び丁種封印制度に組織をあげて取り組むべく、OSS及び丁種封印制度の推進について理事会で決議することの承認が求められ、異議なしで可決された。

## 理事会決議

我々は、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の中間登録への適用拡大及び行政書士専用の丁種封印制度が4月1日から開始されたことを受け、①OSSの積極的な活用及び②丁種封印を全国の会員が活用できる環境整備を推進することを決議する。

平成29年4月19日  
日本行政書士会連合会 理事会

## 第6号議案

## 封印業務の受託に関する準則案について

平成29年4月1日に、国土交通省の通達により創設された行政書士専用封印権である丁種封印制度が施行されたことに伴い全国の会員が活用できるよう、各単位会が丁種受託者として備えるべき必要な事項を整備した準則案が提案され、理事会の承認が求められた。異議なしで可決された。

※誌面の都合上、準則案の掲載は省略します。詳細は会員サイト連conを御参照ください。

## 第7号議案

## 平成29年度定時総会に上程する議案について

第1号議案 平成28年度事業報告	第3号議案 平成29年度事業計画（案）
第2号議案 平成28年度決算報告 （決算報告書・監査報告書）	第4号議案 平成29年度予算（案）
	第5号議案 役員の改選

以上の5議案を定時総会に上程することの承認が求められ、異議なしで可決された。

## 第8号議案

## 平成29年度定時総会議事運営委員会委員の選出について

日本行政書士会連合会会議規則第31条及び日本行政書士会連合会議事運営委員会規則第4条に基づき、平成29年度定時総会の議事運営委員会委員として本会役員から以下の3名を選出することについて承認が求められ、異議なしで可決された。

・理事 山本 準一（長野会） ・理事 藤井 薫（岡山会） ・理事 井口由美子（熊本会）

## 【 協 議 事 項 】

(1) 平成29年度定時総会における役員選考に関する申し合わせ（案）について

## 【 報 告 事 項 】

- |                                |                              |
|--------------------------------|------------------------------|
| (1) 平成29年度定時総会日程について           | (4) 東日本大震災義援金残額の取扱いについて      |
| (2) 平成29年度会長選挙日程について           | (5) 平成30年度以降の会長会開催地の募集方法について |
| (3) 平成29年度行政書士試験協力事務に関する文書について | (6) FATF第4次審査への対応について        |
|                                | (7) 行政書士会館賃貸借契約について          |

# 中小企業支援フォーラムの開催報告

## <中央研修所業務研修部>

平成29年2月28日(火)、イイノホール&カンファレンスセンターにおいて、本会主催、東京都行政書士会共催により中小企業支援フォーラムを開催しました。

「行政書士の強みを活かした中小企業支援」と題し、知的資産経営の手法をいかしながら企業が必要とする手続を幅広く取り扱える行政書士業務の強みを存分に発揮している、企業のパートナーとしての“行政書士が行う中小企業支援”の事例を紹介し、行政書士の企業支援活動の実際をアピールしました。

当日は遠田和夫本会会長の開会挨拶から始まり、続いて御来賓を代表して宮本聡中小企業庁長官から御挨拶いただきました。

基調講演では、本会主催の知的資産経営WEEK(知的資産経営の考え方を周知・普及する経済産業省所管イベント)の企画・運営に平成22年当初から携わり、知的資産経営の研究・発展に取り組まれてきた江端俊昭会員(神奈川会理事・企画部長)に御登壇いただきました。「知的資産経営の実践を支える行政書士業務について」と題した講演の中では、知的資産経営の概要から支援者としての行政書士の役割・価値について、そして行政書士業務と知的資産経営支援の実践例を自らの業務経験に基づきお話いただきました。

続くパネルディスカッションでは、モデレーターに高谷桂子会員(本会許認可業務部専門員・東京会)、パネリストに江谷清和(北海道会)・小平直(東京会)・

畠田孝子(兵庫会)・中村聡介(静岡会)各会員に御登壇いただきました。薬機法や建設業法等に基づく許認可申請を通じて企業の事業価値を向上させていく方法のほか、経営者の想いをお聞きし、知的資産経営の手法と行政書士業務により経営者のニーズに応じていく方法など、行政書士ならではの中小企業支援のあり方について、大変参考になるお話をお聞きすることができました。

行政インフォメーションでは、川村尚永中小企業庁事業環境部企画課長から「中小企業等経営強化法」の概要について、お話いただきました。本法律に基づき、中小企業・小規模事業者等は、製造業・旅館業・建設業など事業分野別に生産性向上の方法が示された指針に沿って、「経営力向上計画」を作成します。この計画書が国の認定を受けると、固定資産税の2分の1の軽減や金融支援等の措置を受けることができます。特に、「経営力向上計画」の作成に当たっては、自社の強みやその源泉、経営者の自社事業へのこだわりのほか、それらに基づき経営方針や社内の管理目標を設定する作業を行います。このように、「経営力向上計画」の策定に当たっては、企業の知的資産を棚卸しする必要があります。許認可申請を始めとした行政書士業務を通じて、経営者の良きパートナーとして企業に寄り添い続ける行政書士として、本制度を通じて中小企業・小規模事業者等の生産性向上に貢献できる余地が非常に大きいことが改めて分かりました。

最後に、常住豊東京会会長の閉会挨拶により、中小企業支援フォーラムは盛会のうちに幕を閉じました。



畠田孝子会員



中村聡介会員



江端俊昭会員



高谷桂子会員



江谷清和会員



小平直会員

当日は行政書士や金融機関関係者等、約120名の方が聴講され、延べ290名の行政書士会員等の方にUstreamにて御視聴いただきました。この度の中小企業支援フォーラムは、御出席された皆様から好評を頂き、中小企業支援に携わる会員の皆様の業務を

更に発展・拡充させていく参考にさせていただけるものと確信しています。

なお、本フォーラムの様子は、中央研修所研修サイトにてVOD配信していますので御覧ください。



遠田会長



常住東京会会長



宮本中小企業庁長官



全体風景

## 当日プログラム

### 【第一部】

#### 基調講演

「知的資産経営の実践を支える行政書士業務について」

講師：江端 俊昭 会員（神奈川会理事・企画部長）

### 【第二部】

#### パネルディスカッション

「経営者に寄り添う行政書士の中小企業支援」

モデレーター：高谷 桂子 会員（日行連許認可業務部専門員・東京会）

パネリスト：江谷 清和 会員（北海道会） 小平 直 会員（東京会）  
 畠田 孝子 会員（兵庫会） 中村 聡介 会員（静岡会）

### 【第三部】

#### 行政インフォメーション

「中小企業等経営強化法について」

講師：川村 尚永 様（中小企業庁事業環境部企画課長）

# 日本政策金融公庫 国民生活事業から 融資制度のご案内



日本政策金融公庫（国民生活事業）では、平成 29 年度予算成立に伴い、中小企業・小規模事業者の皆さまへの支援を強化するため、融資制度を新設・拡充しました。ぜひご活用ください。

## 「観光産業等生産性向上資金」の新設

「おもてなし規格認証」を取得した小売業、飲食サービス業及びサービス業を営む方や、訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る方にご利用いただける融資制度を新設しました。

## 「女性、若者／シニア起業家資金」の拡充

若者の定義を「30 歳未満の方」から「35 歳未満の方」に変更し、ご利用いただける方の対象を拡充しました。

## 「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充

ご利用いただける方に、「中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含みます。）と共に事業承継計画を策定している方」を追加するとともに、お使いみちに「事業承継計画を行うために必要な設備資金及び運転資金」を追加しました。

## 「企業再建資金」の拡充

ご利用いただける方に、「株式会社地域経済活性化支援機構等の関与の下で事業の再生を行う方」を追加しました。

今回ご案内した融資制度の創設・拡充によって、皆さまの資金需要により一層お応えすることが可能となりました。制度の概要等について、ご不明な点がございましたら、最寄りの日本政策金融公庫各支店の国民生活事業窓口まで、お気軽にお問い合わせください。当公庫ホームページ（<https://www.jfc.go.jp/>）でもご覧いただけます。

当事業では、創業をお考えの方や事業を営む皆さま向けにメールマガジンを配信し、経営に役立つ情報をお届けしています。当公庫ホームページから無料でご登録いただけます。ぜひご登録ください。

- 起業家応援マガジン（毎月第4水曜日配信）
- 事業者サポートマガジン（毎月第3水曜日配信）

くわしくは日本公庫ホームページをご覧ください

日本公庫

検索

<https://www.jfc.go.jp/>



日本政策金融公庫  
国民生活事業

# 知的資産経営の手法を活かした中小企業支援を 実践する行政書士へのヒアリング実施報告

## ＜許認可業務部 社労税務経営部門＞

この度、知的資産経営の手法をいかし、行政書士独自の中小企業支援を日々実践されている会員の皆様を全国からお招きし、実践経験のヒアリングを行いました。

単に、知的資産経営の手法による支援だけなら中小企業診断士や経営コンサルタントも行っていますが、我々行政書士は知的資産経営の手法を活用しながら行政書士の強みをいかした中小企業支援を行うことができます。平成28年度は、行政書士独自の中小企業支援の“実践”をテーマとして、会員が中小企業支援の分野で実務に取り組みやすくするため、多くの実践例を整理して御紹介したいと考え、中小企業支援の実務者の皆様から支援方法の実践内容をお聞きしました。

近年、行政書士は顧客に許認可手続や契約書作成等を始めとした一つの業務提供をするだけでなく、より良い経営・事業展開を目指して事業全体を支援するような、総合的できめ細やかな業務提供の視点が求められています。

過去5回開催してきました「中小企業支援フォーラム」では、顧客を総合的に支援する実践例を分かりやすく御紹介してまいりました。多くの会員の皆様に興味と関心を持っていただけたと思いますが、知的資産経営の手法を上手く業務に結びつけることができないという声もありましたので、中小企業支援業務に魅力を感じながら具体的にイメージできないという会員の方々にも、分かりやすく身近な実践例を御紹介したいと考え、本ヒアリングを実施しました。

## 【ヒアリング内容要旨】

### ＜顧客に寄り添う＞

企業には、創業から発展していき事業承継までのライフステージがあります。

創業期、発展期、事業の承継期の各ステージにおいて、会社の設立、必要な届出や手続、許認可の取得、補助金の申請・利用、事業計画の策定、進捗・経営事務管理、経営革新計画、後継者探しや計画的な事業承継の準備、資金繰り等のほか、自社の強み（知的資産）をいかした経営など、取り組むべき課題が数多く存在し、戸惑うことも多々あります。

経営者が何をしたいのか、そのためには何をしたら良いのか等を私たち行政書士がいつも傍にいてお話しすることができる存在であることが、経営者の支えになり、私たちの業務も増えることとなります。

### ＜顧客の把握＞

顧客に寄り添い、話を聴いていく過程の中で、顧客も分かっているつもりで実は分かっていないところがあることに気付くことがあります。また、当たり前すぎて、顧客自身は自分の会社の強みとも思っていないところが、実は他社との差別化につながる強みであると再認識してもらえることもあり、知的資産の情報が引き出されていくこととなります。

顧客のことを理解してくると、会計や経営知識を用いて、支援者主導で企業支援を行いたいと考えることもあるかと思います。この時に、専門用語ばかりのアドバイスや知識の押し付けになってしまい、顧客を置いてきぼりにしては、知的資産経営の支援としては足りないのではと考えます。

顧客のニーズは経営改善なのか、業績向上なのか、相手の求めていることを明確にし、支援のために何が本当に必要なのかを考えなくてはなりません。これには大変な時間を掛けて、顧客にヒアリングしていかなければなりません。これを根気強く実践することで、事業の強み・弱みも同時に見えてきて、課題を把握することができます。

<顧客の課題の見える化>

例えば、許認可取得や補助金申請等の業務では、申請のための書類を収集する過程で、顧客の人的資産を評価していくことがあります。要件を確認するだけでなく、しっかりと事業内容を把握していくことで添付書類を充実したものにすれば、行政や金融機関等の評価を引き出せることになり、知的資産経営をいかした申請書は、単なる申請書類としての役割にとどまらず、企業経営にいかせる貴重な財産となります。

また、法務・財務・労務などに関する管理業務では、どこにリスクが潜んでいるのを見える化していくことも求められます。顧客の言葉の端々を書き留め、誰にでも理解できるよう分かりやすく整理することで、事業の強み・弱みはおのずと見え、何を取捨選択するかということが明確になります。

<本来業務・関連業務の広がり>

継続的な顧客との関わりを持っていると、本来業務だけでなく、関連業務も依頼されるようになります。また、関連業務から本来業務へと移行する場合があります。そして、顧客の事業実態を理解しているからこそ、顧客へ適切に提案することができ、例えば補助金申請の際にも、知的資産の考え方をいかした申請書を行政庁に提出することができれば、スムーズな審査に結び付けていただける場合があります。

行政書士業務は、「点」の業務だけではなく、顧客と上手な付き合い方ができれば本来業務はもちろん、関連業務や他士業業務（私たちが他士業を紹介することで顧客と他士業専門家とのミスマッチを防げる）の広がりを持つことができ、継続的な「線」の業務を行うことができます。また、顧客の良き相談相手となり、様々な業務を受託するようになることで「面」のお付き合いをする業務となり得ます。

以上、ヒアリング内容の要旨をまとめました。その他にも有用な御意見を頂戴しましたが誌面の都合上、掲載しきれないところも多くあります。何とぞ御容赦くださいますようお願いいたします。

なお、本ヒアリングに御協力いただいた皆様の中から、中小企業支援フォーラム（平成29年2月28日実施）とVOD研修に4名ずつ出演をお願いしました。開業年数の浅い会員から数十年のベテラン会員の皆様まで、豊かな実践例を詳細に発表していただくことができました。中小企業支援フォーラム、VOD研修ともに、中央研修所研修サイトに掲載していますので御参照ください。

ヒアリング3回の実施の様子と、御協力いただいた会員の皆様を紹介します。

**【第1回ヒアリング】**  
平成28年9月8日（木）  
13：30～17：00



福井会	高村 昭治	会員
東京会	小平 直	会員
群馬会	石埜 茂	会員
滋賀会	谷田 良樹	会員
群馬会	佐藤美保子	会員
静岡会	中村 聡介	会員

**【第2回ヒアリング】**  
平成28年10月24日（月）  
13：30～17：00



北海道会	江谷 清和	会員
東京会	塩田 英治	会員
大阪会	杉浦 達昌	会員
愛媛会	盛川 心輔	会員
兵庫会	畠田 孝子	会員
(オブザーバー)		
神奈川会	江端 俊昭	会員

**【第3回ヒアリング】**  
平成28年11月21日（月）  
13：30～17：00



新潟会	播磨 史雄	会員
栃木会	松岡 英彦	会員
富山会	仙波 芳一	会員
静岡会	川合 礼恵	会員
(オブザーバー)		
神奈川会	江端 俊昭	会員

Info  
1

## 「行政書士のための犯罪収益移転防止法 本人確認ハンドブック (平成29年3月改訂版)」の配付について

<総務部>

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）が改正され、平成28年10月1日に施行されたことに伴い、会員の業務に係る依頼者への本人確認方法等の解説資料として配付していましたが「犯罪収益移転防止法 本人確認ハンドブック（※平成20年12月初版）」を改訂し、本会ホームページ（「日行連について」内の「出版物のご案内」ページ<https://www.gyosei.or.jp/about/publication/>）に掲載いたしました。

つきましては、当該データを御活用いただき犯罪収益移転防止法の改正内容についての御理解を深めていただくとともに、適正な本人確認により犯罪防止に努めていただくようお願い申し上げます。

なお、会員各位へは製本版を今号に同梱しておりますので、御活用ください。

Info  
2

## 行政書士ADRセンター神奈川の紛争取扱分野に「愛護動物」・「敷金返還等」が追加されました

<裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部>

神奈川会の行政書士ADRセンター神奈川では、近年ペット及び賃貸住宅に関する問合せが増加したことを受けて、「愛護動物」及び「敷金返還等」に関する紛争の2分野を新たに扱うという方針に基づき、取扱分野の追加に向けて準備を進めてまいりました。

変更申請に向けて、法務省との協議を始め、必要な環境整備を図るとともに、神奈川県弁護士会との協定を締結するなどの調整を進めた結果、平成29年2月7日付で取扱分野の変更が認証されました。

これにより、同センターの紛争取扱分野は、①外国人の就労・就学に関する紛争、②自転車事故に関する紛争、③愛護動物に関する紛争、④敷金返還等に関する紛争の4分野になりました。

**話し合いによる民間調停  
納得の解決を！**  
神奈川県行政書士会の

**ADR**

法務大臣認証第84号

取扱い紛争  
自転車事故に関する紛争

ペットに関する紛争

居住用賃貸住宅の敷金返還等の紛争

外国人の就労・就学に関する紛争

事業主体 神奈川県行政書士会  
行政書士ADRセンター神奈川  
〒231-0023  
横浜市中区山下町2番地  
産業貿易センタービル7階  
TEL 045-577-6322  
FAX 045-305-4900  
相談受付 毎週火・木曜日  
13:00~16:00  
イラストACを使用。

費用等の詳細については  
・神奈川県行政書士会ホームページ  
・法務省「かいけつサポート」ホーム  
ページ  
を参照下さい。

**かいけつサポート**  
認証紛争解決サービス



# 中央研修所研修サイトのVOD (ビデオ・オン・デマンド) 研修の御案内

<中央研修所>

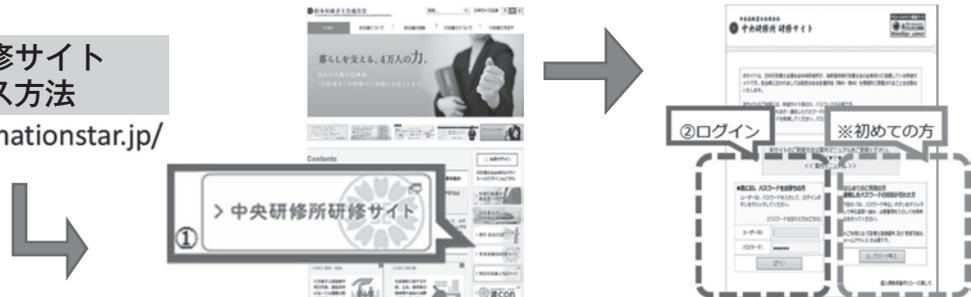
- ▼中央研修所研修サイトは、VOD (ビデオ・オン・デマンド) 研修を受講するためのサイトです。
- ▼IE以外のブラウザにも対応しています。(Mozilla-Firefox,Google-Chrome,Safari (iPadも対応) でも視聴可能!)

## 中央研修所研修サイト VOD研修登録講座一覧 (2017年4月1日現在)

分類	講座名	受講料
コンプライアンス等	行政書士コンプライアンス研修①②【修了証有】、③【修了証なし】	無料
行政書士のための基礎法律研修	★ 行政書士のための①憲法、②刑法入門、③会社法入門	無料
特別研修	★ 行政不服審査法実務講座 (全12回) (⇒ PickOut! 右ページへ)	無料
	★ ガイダンス	無料
特定行政書士プレ研修 (※全会員受講可能)	★ 『行政不服審査法』、『行政事件訴訟法』、『行政手続法』	各3,240円
	★ 確認テスト	1,080円
	★ 要件事実	3,240円
特定行政書士 ブラッシュアップ研修 (※特定行政書士のみ受講可能)	★ 平成27年度特定行政書士ブラッシュアップ研修①東京、②東京、③東京、④愛知、⑤大阪、⑥北海道、⑦福岡	各2,160円
	★ 平成28年度特定行政書士ブラッシュアップ研修①東京、②東京、③愛知、④大阪、⑤福岡	各2,160円
農地・土地開発	平成26年度 土地利用関係業務の研修 土地利用関係業務の広がりを目指して	無料
	農地法関連手続きの基礎	無料
建設業・経審	建設業許可申請の基礎知識	無料
	★ 建設業関係業務へのいざない	無料
運送・自動車	Gマーク取得に繋がる貨物運送事業者の法令遵守支援	無料
	特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請	無料
	★ 平成28年全国OSS担当者会議	無料
	★ 貨物自動車運送事業基礎研修 (全3編)	無料
会社・法人	合同会社の定款の作成とその留意点	無料
	改正風適法の解説「2015年(平成27年)6月24日改正」	無料
風俗・各種営業	風適法の歴史と今後の展望について	無料
	★ 旅館営業許可申請と民泊の動向について	無料
	行政書士の行う中小企業支援(顧問業務)	無料
中小企業支援	★ 中小企業支援フォーラム	無料
	★ 中小企業支援のための一般労務管理知識(労働基準法)	無料
	★ 知的資産経営を導入した行政書士による中小企業支援	無料
ADRビデオ講座	実務編(1)平成25年度ADR英語調停講座、(2)模擬調停「愛護動物に関する紛争事例」、(3)模擬調停「敷金返還・原状回復に関する紛争事例」	無料
	法律編(1)「債務名義と合意書の既判力」、(2)「ADRに関する特有の法律問題」、(3)「調停調書及び合意書の作成」	無料
	★ 手続編(1)「調停規程」、(2)「概論」、(3)「ADR法」	無料
	専門編(A)自転車事故分野(1)「道路交通法」、(2)「損害賠償論」、(3)「保険論」	無料
	専門編(B)敷金返還・原状回復分野(1)「ガイドライン」、(2)「ケーススタディ」、(3)「法令」	無料
	★ 専門編(C)愛護動物分野(1)「愛護法」、(2)「その他関連法」、(3)「ケース・判例分析」	無料
	★ 専門編(D)外国人分野(1)「異文化コミュニケーション」、(2)「入管法」、(3)「労務管理」	無料
	★ 「調停における基本的スキルとロールプレイ」	無料
外国人関連	ブラジル家族法に関するセミナー	無料
	申請取次業務研修①②	無料
	国際業務に関するセミナー「これまでの入管業務の「常識」を打ち破り、新たな専門的ステージに～新時代の行政書士業務のあり方を考える～」	無料
	★ 申請取次研修会効果測定用設問集の解説	無料
	★ 在留資格「高度専門職」の理解と活用	無料
	★ 国際業務に関するセミナー「最重要入管法判例の徹底解析～判例法理の進化と実務への活用～」	無料
その他	サイバー法人台帳ROBINS 確認者の業務について	無料
	電子政府と行政手続及びマイナンバー制度が行政書士業務に与える影響について	無料
	電子政府と行政手続・マイナンバー制度	無料
	★ <電子申請推進委員会関係>①ICT分野「電子政府・電子申請とその対応」、②「必見!ここまで来た、マイナンバー制度」	無料
	<第二業務部関係>ROBINS特別研修、ROBINS特別研修②	無料
	<法規監察部関係>就業規則作成業務について(平成25年度全国法規監察担当者会議より)	無料

- ・★の講座…2016年4月以降に公開した講座です。
- ・「特定行政書士ブラッシュアップ研修」以外は、全会員受講可能です。

中央研修所研修サイト  
へのアクセス方法  
<https://gyosei.informationstar.jp/>



Pick Out!

# 『行政不服審査法実務講座(全 12 回)』 の御案内

無料

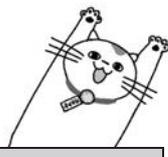
中央研修所研修サイト>特別研修>『行政不服審査法実務講座(全 12 回)』

**内 容** : 不服申立ての対象となる処分・不作為の考え方から裁決の効力と裁判手続との関係など、行政不服審査法の仕組みについて解説しています。また、審査請求に係る様式の記入例についても実務に則して、行政側から求められる視点も詳しく学べます！頼れる街の法律家として、ステップアップのために是非御活用ください！

**講 師** : 総務省行政評価局企画課 上席評価監視調査官 井上 隆彦 氏  
(総務省行政管理局 元副管理官)

**受講料** : 無料    **対 象** : 全会員

**構 成** : 1回約 20 分×12 回



**講 師** : 井上 隆彦 氏

福岡県出身。  
平成24年に総務省行政管理局行政手続室に着任。  
平成25年からは改正行政不服審査法の企画・立案・法制化作業に従事。法律成立後は、副管理官として、関係団体等との連携による改正法の周知、将来の審理員候補となる行政機関の職員への教育・研修の企画・立案に従事。  
平成29年4月からは、行政評価局企画課に勤務し、現在に至る。

タイトル		タイトル	
第1回	不服申立ての要件	第7回	審理手続概説
第2回	不服申立構造	第8回	審理手続Ⅰ
第3回	審査請求手続と代理人	第9回	審理手続Ⅱ
第4回	審査請求手続	第10回	審理手続Ⅲ
第5回	執行停止	第11回	行政不服審査会への諮問等
第6回	審査請求書の提出・補正等	第12回	裁決とその効力等

### \*\*\*講師から\*\*\*

平成 28 年 4 月から施行された改正行政不服審査法(平成 26 年法律第 67 号)は、従前の行政不服審査法(昭和 37 年法律第 170 号)の簡易迅速性に加え、審理員による審理や、行政不服審査会等への諮問手続等新たな仕組みを導入し、公正性や透明性を向上させたものです。

行政不服審査法は、比較的簡易な方法で審査請求をすることは可能ですが、審理員が主宰する審理手続や行政不服審査会への対応等、一般国民からは敷居が高いのも事実です。

また、改正行政不服審査法の施行と軌を一にして特定行政書士が誕生し、特定行政書士については、行政不服審査の代理権の行使が可能となり、代理人として、一般国民との橋渡しの役割が行政書士には求められています。

そこで、本講座は、改正行政不服審査法に行政書士としてどのように対応するかについて、改正された法制度の仕組みはもちろんのこと、審査請求事件を受任した時の争点整理の方法、審査請求に関連した各種書面の作成のポイント、審理員の行う審理手続への対応方法について全 12 回シリーズで解説します。

本講座の受講により、ともすれば敬遠されがちな行政不服審査法を有効に活用することを見据え、行政書士としての業務の範囲拡大に資するものと考えます。



本講座で紹介している『審査請求のしかた』は、(有) 全行団ホームページより購入いただけます。

**会員特価** : 1 冊…¥400 (送料込)

15 冊 1 セット…¥2,910 (送料込)

**編 集** : 行審法実務研究会

**版 型** : B5 (全 24 ページ)

Info

4

## 内閣総理大臣主催「桜を見る会」に出席

平成29年4月15日（土）午前、東京の新宿御苑にて安倍晋三内閣総理大臣主催の「桜を見る会」が開催されました。

当日は、天候に恵まれた春らしい穏やかな陽気の中、安倍総理を始め各界の著名人が多数参加され、約1万6,500名の招待者で会場は大きな賑わいを見せました。

日行連及び日政連から、遠田本会会長及び北山日政連会長ほか関係役員が招待され、御家族同伴で出席し、舞い散る桜の花びらを楽しみながら、和やかなひとときを過ごされました。



### <日行連参加者>

遠田和夫会長（佐賀会）、矢野浩司副会長（愛媛会）、伊藤浩専務理事（東京会）、高山正孝（千葉会）・岩瀬喜臣（静岡会）・土井正親（大阪会）・細田信男（島根会）・入江宏幸（香川会）・田岡崇（高知会）・赤司久人（佐賀会）・山口克彦（長崎会）各理事

### <日政連参加者>

北山孝次会長（大阪会）、丹野豊子（福島会）・田崎敏男（東京会）・長澤邦男（富山会）・太田光三郎（京都府会）・加藤和雄（福岡会）各副会長、相羽利子幹事長（新潟会）、島岡清美（東京会）・田中元英（東京会）両副幹事長、田中良典幹事（三重会）、加藤幹夫支部長（神奈川会）、松本裕次支部幹事長（福島会）、武田昭芳支部幹事長（神奈川会）

## 会員の皆様へ

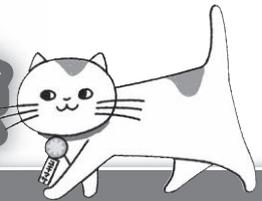
### 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要ある場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員各位におかれましては、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、本会の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」等の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めていただきますよう、何とぞよろしくごお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法については、各単体会で運用が異なりますので、所属単体会の関係規則等を御確認願います。

青森県  
行政書士会

## 関係機関との協議により車庫証明等 行政書士専用使用書面問題解決

自動車の保管場所の確保等に関する法律に係わる「使用権原疎明書面」及び「委任状」等について、平成28年12月27日、青森会と青森県警察本部交通部交通規制課との協議の結果、本会会員専用の日行連推奨書式が使用可能となりました。

専用書式使用に当たっての協議内容は以下のとおりです。

1. 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく青森県行政書士会専用書式「使用権原疎明書面」及び「委任状」の各書式の欄外の「日本行政書士会連合会推奨書式」に「青森県行政書士会改訂版」と併記する。
2. 専用書式の使用開始年月日・平成29年2月1日
3. 「使用権原疎明書面」及び「委任状」の専用書式使用提出範囲は青森県警察本部管轄範囲とする。
4. 「使用権原疎明書面」及び「委任状」の専用書式使用提出時の遵守配意事項  
・使用提出時は必ず行政書士証票を提示すること
5. 「使用権原疎明書面」に係わる行政書士による職印での補正及び訂正に関しては、承諾者の意思に反しない点に留意するものとする。
6. 運用につき、不明ある場合は青森県行政書士会企画指導部及び専門実務特別委員会に伺うこと。
7. 青森県行政書士会は専用書式の運用について会員に対しての研修等、周知徹底を図るものとする。

大阪府  
行政書士会

## 行政書士による相続・遺言無料相談会を開催 ～ゆうちょ銀行との合同企画～

平成29年2月22日（水）10時から14時まで（都島店のみ11時から15時まで）、大阪府下のゆうちょ銀行13店舗において「行政書士による相続・遺言無料相談会」を一斉に開催しました。相続や遺言の手続でお困りの一般市民の方を対象に各支部の相談員が対応し、相談件数は13店舗合計で58件でした。

この無料相談会は、大阪会とゆうちょ銀行近畿エリア本部との連携による初の事業で、本会、支部が一丸となってゆうちょ銀行と共に準備を重ね、2月22日の行政書士記念日に併せて企画されたものです。これを契機として、ゆうちょ銀行との発展的な関係を構築し、一般向け共催事業の開催や、それぞれの支部と地域のゆうちょ銀行各店舗の相談会事業での連携等、今後のさらなる活動の広がりが期待されます。

各会場では、リーフレットやクリアファイル、ティッシュ、マグネットなどのグッズを配布し、行政書士のPR活動も行いました。大阪支店では、ユキマサくんが30分程度2回登場し、多くの方々から愛らしいと好評でした。今まではお子さんや女性と写真を撮る機会が多かったですが、今回は場所柄でしょうか、スーツ姿の男性との2ショット写真を撮る場面もありました。

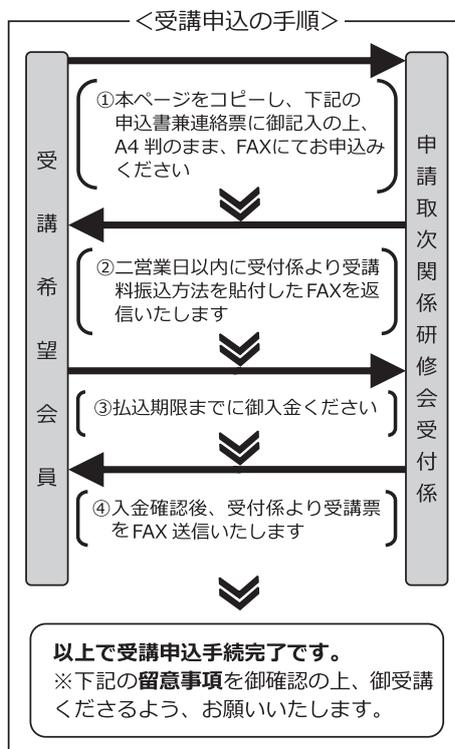
後日、ゆうちょ銀行近畿エリア本部と相談会事業を継続していくことを確認しました。今後はより一層地域の皆様のお役に立ち、また近畿一円で相談会事業を行えるよう、深耕拡大に努めてまいりたいと思います。



# 「行政書士申請取次事務研修会」の御案内

主催：日本行政書士会連合会

- 趣 旨** わが国の出入国管理制度と入国・在留資格審査における取扱い等に関する理解を深め、事務手続能力の修得を目指します。
- 対 象** 新規に申請取次業務を行うことを希望する行政書士  
※行政書士登録を申請中の方は、行政書士証票が交付された後に、御自身の登録番号を確認の上、お申込みください。
- 目 時** 平成29年7月14日（金）10時30分～17時（受付開始10時）  
※10時30分の開講までに必ず御来場ください。大幅な遅刻など受講の状況により修了証書を交付できない場合がありますので、御注意ください。
- 会 場** 札幌ガーデンパレス  
（北海道札幌市中央区北1条西6丁目）
- 申込方法** 下記申込票兼連絡票に記入し、FAX【03-6459-0190】宛てお申込みください（右図＜受講申込の手順＞を御参照ください）。
- 受講料** 30,000円（消費税込）  
※一度納入された受講料は、不参加の場合や単位の処分等により受付拒否事由に該当している場合でもお返しできません。
- 受付期間** 平成29年6月16日（金）9時～6月26日（月）17時  
※上記受付期間外のFAX送信及び複数送信は、固くお断りしています。
- 効果測定** 当日、理解度を確認する効果測定を実施いたします。  
※効果測定の結果、基準に到達せず「入管業務を適正に行う知識を著しく欠く者」と判定された場合、修了証書は交付されません。予め御承知おさください。



## 行政書士申請取次関係研修会 申込票兼連絡票

H29.7.14（金）開催 行政書士申請取次事務研修会（於：札幌ガーデンパレス）

下欄には、行政書士証票のとおり記入（括弧表示がある場合はそれも記入）		TEL	
ふりがな 受講者氏名	( )	FAX	
		登録番号	
事務所住所	〒		

申込先 FAX【03-6459-0190】

### 留意事項

- （本「事務研修会」は新規向けの研修です）更新向けの「実務研修会」とは異なりますのでお申込みには十分御注意ください。
- （持参品）受講票及び行政書士証票とともに筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）を必ず御持参ください。
- （修了証書）効果測定の結果は、研修会後2週間程度で通知いたします。基準に到達された方には、修了証書を同封します（本研修会の修了証書は交付の日から1年を経過すると失効しますので、御注意ください）。なお、修了証書の氏名については、行政書士証票に記載されている氏名で発行いたします。
- （廃業勧告処分等を単体会より受けている場合）新規又は更新の申出後、受付ができない場合がありますのでご所属の単体会にお問合せください。
- （ホームページでの情報掲載）効果測定に係る事前予習用参考資料等、申請取次関係研修に関する各種情報を次の場所に掲載しています。  
【掲載場所：会員ページ（連con）>中央研修所>申請取次関係研修に関するお知らせ】

【申込手続に関する照会先】 全行団 行政書士申請取次関係研修会受付係 受付照会 TEL 03-6450-1622

4日  
(火)

### OSS特別委員会

#### 【協議事項】

- (1) 他団体との協定について
- (2) その他

### 登録委員会

#### 【登録審査】

- (1) 審査件数 (157件)
- (2) その他

6日  
(木)

### 特定行政書士研修委員会

#### 【協議事項】

- (1) 新委員の委嘱について
- (2) 本年度特定行政書士法定研修について
- (3) その他

11日  
(火)

### 期末監査 (～12日)

14日  
(金)

### 申請取次実務研修会 (横浜)

受講者 (265名)

15日  
(土)

### 桜を見る会

18日  
(火)

### 正副会長会

#### 【協議事項】

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 理事会の議案等について
- (3) その他

### 常任理事会 (～19日)

#### 【合議事項】

- (1) 理事会の議案等について
- (2) 本年度定時総会における正副議長の選出方法について
- (3) 他団体との協定について
- (4) 後援等依頼への対応の手引き (案) について
- (5) その他

### 登録委員会

#### 【登録審査】

- (1) 審査件数 (150件)
- (2) その他

19日  
(水)

### 理事会 (～20日)

#### 【議案審議】

Date No.

- 第1号議案: 「ホームページ及び会員サイト構築特定預金 (仮称)」の新設について (案)
- 第2号議案: 事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則の一部改正 (案) について
- 第3号議案: 日本行政書士会連合会個人情報保護規則及び日本行政書士会連合会特定個人情報保護規則の一部改正 (案) について
- 第4号議案: 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会との確認書の締結について
- 第5号議案: OSS及び丁種封印制度の推進に係る決議
- 第6号議案: 封印業務の受託に関する準則案について
- 第7号議案: 本年度定時総会に上程する議案について
- 第8号議案: 本年度定時総会議事運営委員会委員の選出について

24日  
(月)

### 行政書士制度調査委員会 作業部会

#### 【協議事項】

- (1) 「条解行政書士法」(仮称)の作成について
- (2) その他

### 申請取次事務研修会 (大阪)

(受講者162名)

## 随想

# 挑戦を続けて、輝かしい未来へ

～身近な方々の笑顔のために～ 会長 遠田 和夫

私はどうして行政書士になり、そして、なぜ今も行政書士の仕事を続けているのだろう。ふとそんな疑問が頭を過ります。

サラリーマンが嫌だった訳ではない・・・そこそこの給料をもらい、良い車に乗って、女性と付き合えば良いくらいの考えで、周りの友人たちと同じようになんとなく就職しただけで、そもそも夢や将来への希望を抱いてその仕事を選んだわけではありませんでした。そうは言っても、当然に必要な努力はしたつもりだし、期待されれば、それ以上の結果をもって応えたいと頑張りましたが、「このままずっと何十年も同じように会社勤めを続けていくのか」と考えた時に、自分の理想とする生き方とは違う気がして、一念発起、行政書士試験を受験し、合格と同時に独立開業しました。

当時、行政書士の何たるかをよく知って選んだかという、実はそうでもありませんでした。ただ、他の人と同じ程度に、「法律も何も全く分からない一般の方々のために、役所への書類を作成したり、手続を代わって行ったりする資格者だ」という程度の理解でしたが、当時の私は、身近な人の日々の暮らしに寄り添って、人の手助けができるというところに惹かれたのだと思います。

思えばいつもどこか漠然と、自分の中には、人としてこうありたいといった理想があったように思います。子供の頃には、歴史の本を読んでは歴史上の偉人に、映画を観てはその主人公に自分を置き換えてみたりしたものでした。自分が信じる正義のために、命すら賭けることを厭わず、激動の時代を駆け抜けた偉人たちの生き様に憧れ、夢を実現するためにどんな苦難にも負けずに仲間と団結して挑戦し続ける、そんな主人公の前向きでひたむきな生き方に共鳴していたのでしょう。だからというわけではありませんが、人が嫌がることこそ自ら進んで行き、人が最初からできないと諦めてしまうようなことにも挑戦し、人が喜ぶことをしようと努めてきました。どちらが良いとか悪いとかではなく、まずは相手の話を聞き、自分なりの考えをきちんと伝えて、より良い結論を導き出せるような前向きな対話を心掛けてきました。

行政書士の仕事は、まさにクライアントの話を聞き、どうしたいのか、何を求めているのかを聞き取り、具体的な方法を提案し、可能な限り要望を実現していくために力を尽くすことでしょう。

食事どころか、コーヒーを飲む暇もないような日が続き、ストレスを溜め込んで、なぜ、行政書士になったのかと自分の選択を後悔したことも度々ありましたが、これまで続けて来られたのは、最初にいただいた

仕事をやり遂げた時のクライアントのほころぶような笑顔と、その笑顔を見た時の喜びや達成感に、「これぞ我が天職」と思い込んでしまったのかもしれませんが。一つ依頼を成し遂げると喜びがあり、もっと喜んでいただけるようにと精進を重ねて、ただひたすらに昼夜を問わず業務に邁進してきました。今振り返れば、「クライアントからの信頼に応えたい。」それこそが長年続けて来られた原動力だったと言えるでしょう。



行政書士を続けるうちに自然と会務に携わるようになり、佐賀会の副会長を6年務めました。副会長になって4年目、会長になってほしいとの打診を受けた時にはその気もなく断りましたが、2年後に再び乞われて引き受けることとなり、会長として6期12年在職しました。

「役職や肩書を欲したことは一度もなかった」と、これだけは自信をもって言えます。仕事を依頼してくれるクライアントの期待に応えることができるだけで満足だと思っ一方で、天職と思えたこの行政書士という資格制度の発展に、私が少しでも貢献できるのであれば、仲間たちからの期待に応えたいという思いもあり、もう1期、あと1期と乞われるままに続けた結果、6期も務めることになりました。

佐賀会の会長職を信頼できる仲間委ねて、一行政書士に戻るはずでしたが、ここでもまた周りの仲間たちからの後押しを受けて日行連の会長に就任することとなりました。

日行連では、佐賀会副会長時代から、理事として3期、副会長として4期を務め、行政書士法改正などの様々な制度施策に関わってきました。会長の重責は、副会長として傍で見てきた私自身がよく知っていましたし、果たして私に務まるのか、仲間たちは私に何を期待して推挙してくれるのか、正直、随分と思いましたが、会長選挙に名乗りをあげることにしました。

当時は、前会長とともに成し遂げた行政書士法改正により、行政書士制度は紛争性を伴う分野にその業域を広げることとなり、特定行政書士という新たな制度の構築が必要とされる重要な時期にありました。法改正を成し遂げたことはゴールではなく新しい行政書士制度のスタートであり、特定行政書士制度の確立は法改正に関わった者の責務に思われました。

日行連会長の任期は2年しかありません。2年間という時間何か事を成そうとするには決して十分とは言えないでしょう。しかし、時間が十分にあると思えば、「まだ大丈夫だ」と決断をずるずると先延ばしにしてしまったりするのが人の心理で、「2年間しかないからこそ、限られた時間の中で死に物狂いに力を尽くすしかない」と思えば、逆に期限を切られていることは起爆剤にもなります。

私は、副会長や常任理事に、この2年間で一つでも結果を出してほしいと常々言い続けています。全国の会員の皆様の想いを託されてここに集まった私たち役員には果たすべき使命があり、少しでもこの行政書士制度を発展させるために粉骨砕身努力し続けなければなりません。行政書士制度を取り巻く環境は厳しく、目指す道のりは決して平坦ではありませんが、私自身のクライアントの笑顔や喜びだけでなく、全国4万6千名超の行政書士とつながっている、その何倍、何十倍ものクライアントの方々の笑顔や喜びに通じる道だと信じています。

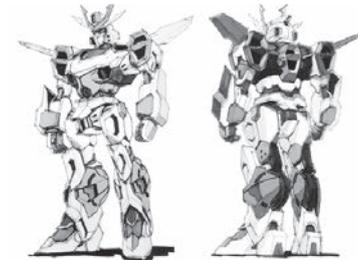
日々、身近な人々の喜びに接することができる仕事だから、私は行政書士を続けているのかもしれない。



既成概念に縛られない斬新な発想と行動力とは？その魅力にクローズアップ！

# 魅力発信基地

勤務先が廃業、それに伴い職を失う…崖っぷちの状況から起業した株式会社ミナロ代表取締役の緑川賢司氏は、数々のアイデアと行動力で日本のものづくりの復活を目指してきた。製造業のみならず全国の中小企業を元気にしたいと願う氏の戦略とは？



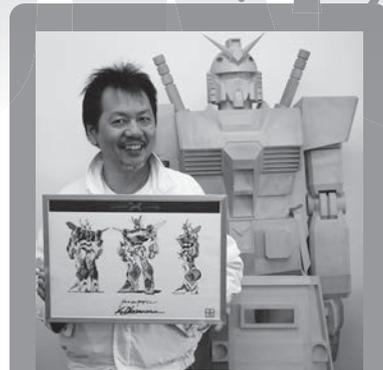
「iXine(イグザイン)」ドバイに2mのフィギュアを展示し、タカトミーではイグザインモデルのトミカを制作している。



コマ大戦のために各社が開発・製造したコマは商品化したものもある。



7か国が参加したコマ大戦世界大会。東京オリンピックの年に再度世界大会を開催予定だ。



株式会社ミナロ 代表取締役 緑川賢司氏  
NPO法人全日本製造業コマ大戦協会理事  
1967年生まれ。  
モックアップ、木型モデル加工、治具製作を手掛ける会社を営みながら、製造業を活性化するための取組に尽力している。  
現在、イグザインの物語をブログにて執筆中。  
ミナロHP <http://www.minaro.com/>  
全日本製造業コマ大戦HP  
<https://www.komataisen.com/>

## 生き残るための3つのキーワード

緑川氏がかつて勤めていたのは、木型や治具を製作する会社だった。時代とともに需要は減り続け、経営者は遂に廃業の決断を下した。20歳で就職した氏は、当時35歳。再就職しようか、いっそのこと起業しようかと悩んだ末、2002年、株式会社ミナロを設立した。前社の顧客を引き継いだとはいえ、廃業するほど衰退が明らかな木型屋という仕事で、どう生き残っていくのか？創業と同時に立ちはだかる難問に、氏は3つのキーワードでの挑戦を試みた。まずは情報発信。折しも創業時はインターネットが加速度的に普及し始めた時代であり、メディアに頼らなくても個人が情報を発信する術があった。早速ホームページを開発するほか、大手のインターネット販売サイトにも同社の扱う「ケミカルウッド」の端材を出品し、販売を開始した。

もう一つはBtoCへの取組だ。それまでの製造業はBtoBの取引がほとんどで顧客は企業が大半を占めていた。エンドユーザーから直接受注し、納品する方式を取り入れたのだ。そして3つ目は連携と連帯だ。町工場は良いものを作ってさえいれど、受注が舞い込んでくる、という良き時代はとうに終わった。同じものづくりに携わる同志がガッチリとタッグを組まなければと、痛切に感じたという。「今までどおりやっているだけでは衰退していく、という経過をありありと見てきたので、まるっきり今までと逆のことをしようと思った。」と氏は語る。「今年で設立から15年を迎えますが、会社は存続しています。10周年の節目のときに、私が試した3つのキーワードを製造業みんなで共有できないかと思い、そのキッカケ作りとして「コマ大戦」を企画したのです。」

## ものづくりの誇りを賭けた真剣勝負『コマ大戦』

氏が仕掛け、大ブームとなったのが「全日本製造業コマ大戦」だ。日本全国の中小製造業が自社技術を集結したオリジナルのコマに、誇りを賭けて挑むケンカゴマの大会である。コマの規定は、直径20ミリ以下、全長60ミリ以下というサイズのみ。材質も設計も自由、様々なコマが土俵の上で回りながら激しくぶつかり合う戦いはメディアでも紹介され話題を呼んだ。第1回目のコマ大戦参加チームは21チーム。第2回大会は約200チームが参加し、第7回大会を終えた現在、参加チームは延べ4,000チームに上る。第3回大会では、7か国が参加する世界大会となり、東京オリンピックが開催される2020年に再び世界大会を開催する予定だ。

大の大人がそれほどまでに熱くなるコマ大戦の魅力とは何だろうか？「技術者や職人にとって、自分の技術がスポットライトに照らされて注目を集め、その様子を間近で見られる機会なんてなかったんです。自分が精魂込めて作ったコマで真剣勝負する。勝っても負けても、その後一緒に飲む酒は旨いんですよ。」

そして技術者同士のつながりが深まることで、それぞれの仕事のヒントを得たり、ものづくりにいかせていると氏は語る。

## 日本経済をどう発展させていくか

今、氏が一番注力しているのは2016年から始動している「JMRP(全日本製造業活性化計画)」というプロジェクトだ。あのガンダムの生みの親である、メカニックデザイナーの大河原邦男氏デザインによる「iXine(イグザイン)」というオリジナルロボットを核に、製造業の活性化を図っているのだ。「我々ガンダム世代にとって、大河原氏は憧れ以上、神様のような存在です。そんな大河原氏と偶然仕事でご縁があって、イグザインが誕生しました。大河原氏はイグザインの著作権を当社に譲ると仰ってくださったのですが、当社が独占するよりも日本製造業の共有財産にしたいと、JMRPを立ち上げました。」

氏が見据えているのは、中小企業の未来だ。日本の企業の99.7%は中小という統計があり、イタリアにおける中小企業の割合も99.8%とのこと。ほぼ同じ数字でありながら、なぜイタリアには世界的に知名度の高い中小企業が多数存在するのだろうか？氏は疑問を持ち、その答えに「インパナトーレ」というイタリア独自の職業があったことを導き出した。インパナトーレは直訳すると「使いっ走り」の意味だという。いわば現代のコーディネーター的な存在として、イタリアの職人に世界の動向や流行のデザイン等、様々なアドバイスをもたらす傍ら、イタリア製品を海外にアピールする役割も担っていたそうだ。その歴史が、安価な大量生産品の対局に位置するイタリアのハイブランドを育んだのだ。

技術力では引けを取らない日本のものづくりに必要なもの、それはイタリアにおけるインパナトーレのような存在とデザイン力だと氏は考える。「そのためにJMRPは優れた技術を世界にPRする役目を担い、デザインに特化したものを手掛けていく方向です。そして製造業のみならず、中小企業全体で『日本経済をどう発展させていくか』という命題に取り組む仕組みを創りたいのです。」

氏の言葉には「共有」というフレーズが何度も登場する。一人勝ちして自分の会社の業績だけが伸びれば良い、そんな考えは毛頭ないのだろう。有形・無形の成長の糧となるものを、踏ん張り続ける中小企業の皆で共有し、助け合い、ともに発展していくことこそ、氏が思い描く未来図だ。

氏が今まで挑戦し続けてきた数々の取組によって、連携を深めた中小企業1社1社がその底力を結集すれば、日本経済における揺るぎない信頼を確立できるに違いない。

次号は、一般企業に務める会社員でありながら、写真家として活躍中の「あおとり」氏をクローズアップ。写真集の出版を決意した経緯と写真への熱い想いについて伺います。お楽しみに！



# 時をよむ人

## 未来への羅針盤

盲人マラソン日本代表コーチ 安田享平氏

### 【第2回】盲人マラソンとの出会い



念願の青東駅伝出場を果たし、その後11年連続で千葉県代表に選ばれた安田氏は、28歳でアトランタパラリンピック盲人マラソンの伴走者に抜擢される。重責を背負って挑んだ大舞台で見事金メダルを獲得した安田氏の、夢を実現するための戦略的思考とは？

―県代表に選ばれた後も一般社員として三交代勤務をしながら選手を続けるという努力は、並大抵のものではなかったでしょうね。

練習自体はもちろんのこと、それ以外でも随分努力しました。時代の流れもあり会社がリストラを進める中、実業団なんて無駄だという意見も当然出てきます。ですから、会社に対してどれだけ自分をアピールできるかを常に考えながら、出場する大会を選んでいました。例えば、福岡国際大会で15位になると、地元の大会で優勝するのとどちらが話題になるか。全国紙に小さく名前だけ載ると、地元紙の一面を「安田五連覇！」と大きな文字と写真が飾るのでは、周囲の注目度が全く違います。その大会の主催はどこか、どこの新聞が取り上げるのか、全部頭に入れて競技に臨んでいましたね。

―非常に戦略的な思考ですね。

ええ、ただやみくもに練習するだけでは自分のやりたいことを実現できません。僕にとっての最優先事項は、マラソンを続けること。そのためには何が必要で何をすればベストなのか、いつも考えていました。先にお話したとおり僕は、圧倒的な強さで全国の頂点に立つほどの記録保持者ではありませんでした。だからこそ、自分のステージをどこにもつか、常に意識していました。20代の現役の頃からずっとこういった考えをもってきたことは、コーチとなった今でも大変役立っています。

―では、そのコーチになられたきっかけをお聞かせください。

選手としてお世話になっていた順天堂大学陸上部の澤木監督から、盲人マ

ラソンの伴走者に抜擢されたのです。1996年、28歳の時でした。新日鐵八幡の駅伝レギュラーとなって5年目の冬、もう駅伝は腹一杯やり切ったので、1月の駅伝を最後にしてマラソンを極めたいと考えていたタイミングでちょうど澤木監督から「今年の8月、アトランタに行け。」と突然言われて。当時の僕はパラリンピックについても、まして盲人マラソンについても全然知識がなかったもので、あまりにも唐突でした。

実は、1992年のバルセロナパラリンピックでメダル獲得を有力視されていた柳川選手(佐賀県)が、伴走者のけいれんでメダルを逃した経緯があったのです。それから4年、柳川選手と伴走者はその時の雪辱を果たそうと二人で頑張ってアトランタパラリンピックへの出場権を獲得したのですが、バルセロナの失敗を繰り返すわけにはいかないということで急遽伴走者交代となったのです。

―伴走者というのは、どのような基準で選ばれるのですか？

当然ですが、まずは選手より速い人。柳川選手は2時間50分、バルセロナでの伴走者は2時間半のタイムを出していましたが、それでも潰れてしまったから、アトランタでは2時間20分を切る伴走者を探そうということで、僕に白羽の矢が立ったのです。それから、選手の練習や大会に自分のスケジュールを合わせられることも必須ですね。伴走者はただ一緒に走るだけではなく、選手の目になって周りの状況を把握する必要があります。選手本人のコンディションはもちろん、ライバル選手との駆け引きや勝負に出るタイミングなどを見計らって、選手にとってベストのレースを展開する役割を担っています。

―アトランタパラリンピックでは、見事金メダルに輝いたのですね。

金メダルを獲得した嬉しさや感動はもちろんですが、それ以上に責任を果たしたという安堵の気持ちが強かったですね。すごい経験をさせてもらったと思っています。その後2000年のシド

ニー、2004年のアテネに伴走者として出場し、その後は2008年北京、2012年ロンドン、2016年リオで日本代表コーチを務めました。

―コーチに専念しようと思われたきっかけは？

盲人マラソンの伴走者と並行して市民マラソンのコーチもしていたのですが、僕が練習メニューを作ったりアドバイスした選手が4人、東京国際女子マラソンに出場したのです。そうしたら4人も本来の力を出せずに残念な結果となって、皆がゴールで泣いているんです。僕としては、その大会に自分が伴走者として出場するレースほどの熱意を持って臨んではいませんでした。しかし、選手たちは「安田コーチにこんなにサポートしていただいたのに本当に申し訳ない」と、号泣しているんです。それを見て、「ああ、自分も走りながら片手間に指導するのではなく、コーチを務めるなら指導者に徹して全身全霊でやろう。」と決めました。

―選手からコーチになられて、何が変わりましたか？

現役時代はレースになると、自分より1秒でも遅い選手は出場する資格はないと思ってましたね。何しろ勝負ですから。練習するのも自分ですし、結果が駄目でも自業自得です。一方、コーチは選手の体と心を預かる仕事で、指導した選手のレース結果に責任があります。練習では厳しい指導をしていますが、選手のメンタル面のケアにも非常に気を配っています。

日本盲人マラソン協会(JBMA)  
盲人マラソン日本代表コーチ

やすだ きょうへい  
安田 享平



1967年生まれ 千葉県出身  
市民ランナーへの指導や盲人マラソン(障がい者陸上)の強化・普及活動に力を注ぎ、その指導には定評がある。  
安田享平のランニングライフ  
<http://blog-yasuda.main.jp/>  
日本盲人マラソン協会  
<http://jbma.or.jp/>

次号インタビューは、2020年東京パラリンピックへ向けてチームジャパンを牽引する安田氏の信念と指導方法に迫ります。お楽しみに！

## 会員の動き

◆登録者数 (平成29年4月末日現在)			
合計			46,442名
内 訳	男	40,215名	女 6,227名
・個人事務所開業	男	38,961名	女 5,877名
・行政書士法人社員	男	871名	女 163名
・使用人行政書士	男	383名	女 187名

◆異動状況 (平成29年4月中の処理件数)			
新規登録	合計		330名
内 訳	男	270名	女 60名
登録抹消	合計		93名
内 訳	男	88名	女 5名
・廃業		75名	
・死亡		17名	
・その他		1名	

◆法人会員 (平成29年4月末日現在)	
法人事務所数	655
・主たる事務所数 (行政書士法人数)	413
・従たる事務所数	242

## 広報部員のひとり言

6月と言えば梅雨。大雨による災害も心配だが、身近な問題として、洗濯物から乾かないのが本当にうっとおしい。

洗濯物と言えば、洗濯物を干すたびに10年前に亡くなった母のことを思い出す。

母は洗濯物を洗濯機から取り出し、一枚ずつ丁寧に畳んで皺を伸ばし、それから干していた。取り込む時も、すぐに着るものであっても必ず一度畳んでから袖を通すように言われた。「なんで」と聞く私に「もしかしたら虫(蜂)が入っているかもしれないから」と言った。

昔はいちいち面倒くさいと思っていたが、今はそれが当たり前になった。

二人の子供たちも干す前に畳むのが当たり前とされているようだが、独身の長男がやっているのを見ると、少し心配になる……。嫁いだ娘も洗濯を干しながら私のことを思い出しているのかもしれないと思ったら、「外には干さない、乾燥機！」だそう。残念。

from  
EDITORS  
(井口)

## 御協力をお願い

～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政の発送は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記してお届けしています。

- お届け先に事務所名の表示しかなく、会員氏名が表示されていないため返送されてくる事例が多々あります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示されるか、最寄りの郵便局に事務所内の御本人宛に送付してもらえるよう届け出を行ってください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届け願います。また、最寄りの郵便局への転送依頼届けもお忘れなく。

広報部では日本行政が返送されてきた場合、所属単位会に宛名の調査の依頼を行うとともに、それが確認されるまで以降の発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合には、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される当該会員の変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問合せください。

- 発送停止期間中のバックナンバーを希望される場合、在庫管理上、直近発行号を含み最長6か月までとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

日本行政の正確・迅速なお届けのため、皆様の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。



月刊 日本行政 6月号

第535号

平成29年5月25日発行

発行人 遠田 和夫  
発行所 日本行政書士会連合会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス10階  
TEL 03-6435-7330 FAX 03-6435-7331  
製作・印刷 三陽メディア株式会社

【編集委員】  
広報部長 田村 格  
次 長 井口由美子  
部 員 小林八重子  
砂原 紘一  
土井 正親